

山梨県・融資制度のご案内

新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資

新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響により売上高等が減少した中小企業者の方を対象とした融資となっており、県制度融資からの借換も可能となります。

申込にあたり資金使途や将来目標などを盛り込んだ経営行動計画書を作成いただき、金融機関が四半期毎のPDCAや財務分析による継続的な伴走支援を行います。

融資対象 次のいずれかに該当するもの

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること
- (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること
- (3) 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少
 - ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少
 - ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少
 - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少
 - iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
 - v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
 - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
- (4) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと

限度額 設備資金・運転資金 合計1億円

融資利率 1.6%

保証料率 融資対象(1)・(2)：0.2%、融資対象(3)：0.2%～1.15%
 （コロナ関連融資※¹からの借換は、県が保証料の1/2を補助※^{2・3}）

※1 以下の経済変動対策融資が該当

- ・新型コロナウイルス感染症対策関係（令和2年5月1日～令和3年3月31日に実施したゼロゼロ融資）
- ・不況業種対策関係（令和2年3月2日以降に保証申込受付したもの）
- ・経済危機・災害復旧関係（危機関連保証（令和2年3月13日～令和3年12月31日に保証申込受付したもの）又はセーフティネット保証4号（令和2年3月2日以降に保証申込受付したもの）に係るもの）

※2 コロナ関連融資とそれ以外の県制度融資を一本化した借換を含みます。

※3 保証料の算定により生じた端数は申込者のご負担となりますのでご了承ください。

償還期間 10年以内（5年以内の据置を含む）

申込書類 財務書類、経営行動計画書、確認書、市町村の認定書（融資対象(1)・(2)の場合）、許認可等の写し（許認可等が必要な業種を営む場合）、納税証明書などが必要となります

実施期間 令和5年1月10日から令和6年6月30日まで

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合 商工組合中央金庫
 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 JA北富士 JA鳴沢村 JAクレイン
 JAフルーツ山梨 JAふえふき JA山梨みらい JA南アルプス市 JA梨北 JA山梨信連

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所 県庁別館3階 産業振興課

相談時間 9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）

電話番号 055-223-1554（直通）

融資制度全般のお問い合わせ先
 山梨県 産業労働部 産業振興課
 TEL 055-223-1537（直通）